

県産材の需要と供給を一体的に創造しよう !!

謹 賀 新 年



題名：森林作業を学ぶ 撮影場所：静岡市葵区千代 撮影者：稲葉浩哉（静岡市）

INDEX

本誌はホームページでも掲載しております。是非ご覧下さい。URL：<http://www.moritohito.jp>

- 2** 謹賀新年
公益社団法人 静岡県山林協会 会長 鈴木 康友
静岡県知事 川勝 平太
- 3** 支部だより①
川上から川下までが連携した天竜材の地産地消
- 4** 支部だより②
「森林にかかわる歴史と文化を未来へ」
- 5** 支部だより③
富士宮市森林整備計画について

- 6** 支部だより④
アウトドアスポーツと森林認証
- 7** 県庁だより①
1ha以下の小規模な林地の開発について
- 8** 本部情報
県林研役員と県幹部との意見交換会
- 8** 森林・林業関係のイベント紹介

謹賀新年



公益社団法人 静岡県山林協会
会長 鈴木 康友

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

会員はじめ関係者のみなさまにおかれましては、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当山林協会の各種事業の推進並びに運営につきまして、多大なるご協力とご支援をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックまで3年半となり、関連する施設整備が本格的に始まります。

近年のオリンピックの開催には環境配慮が求められており、施設整備には、国際的に認証された木材の使用が必要です。事実、これまで開催された2010年バンクーバー大会、2012年ロンドン大会では、競輪場や選手村をはじめ多くの施設で認証材が使用されました。記憶に新しい2016年のリオデジャネイロ大会でも、関連する施設に認証材が使用されたと聞いております。

昨年、当協会では、森林認証拡大による森林保全の推進を目的に、森林認証の新規取得や普及啓発等に対しての助成制度を設けました。本制度を積極的に活用して、県内における森林認証の拡大、普及啓発を進めるとともに、関係者が連携して県産材の需要拡大につなげることが必要です。

静岡県は、豊かな森林を背景に伝統的に林業の盛んな地域です。今後も、関係者が一丸となって多方面で木材需要を喚起し、林業及び木材産業を発展させることで、地域経済の活性化に取り組む必要があります。

当協会につきましても、県民の利益増進のため「森林の保全」、「山村及び林業の振興」、「森林整備の担い手の育成」に関する事業の充実に取り組んでいきますので、本年も会員皆さま方の変わらぬご支援ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びにあたり、会員みなさまの益々のご健勝とご活躍とを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成 29 年 元旦



静岡県知事
川勝 平太

木材生産量50万m³の達成に向けて

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、幸多き初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

先人の努力により築き上げられた本県の人工林資源は、その多くが林齢50年を超え、本格的に木材として利用できる時期を迎えています。県は、この豊かな資源を活用し、森林・林業の再生を図るため、木材生産量50万m³を目標に掲げ、県産材の需要と供給を一体的に創造する「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」を展開しています。

今年は、富士山世界遺産センター（仮称）や富士山静岡空港旅客ターミナルビルなど、本県を代表するおもてなしの空間に県産材を利用してまいります。また、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入などによる利用間伐を支援し、県産材の更なる増産を進めていくとともに、森林認証の取得を拡大し、今後需要拡大が見込まれる森林認証材の供給体制を強化してまいります。貴協会会員の皆様におかれましても、製材工場や合板工場などのニーズに合った丸太の供給を通して、木材生産量50万m³の目標達成に向けた積極的な取組をお願いします。

近年、地震や集中豪雨などが頻発し、自然災害の発生リスクが高まっています。県では、平時は県民の憩いの場となり、災害時には津波防御の一翼を担う「ふじのくに森の防潮堤づくり」や、森林の再生を図る「森の力再生事業」を着実に実施し、安全・安心な暮らしを実現してまいります。

今後も、森林を守り、育て、活かす「森林との共生」に取り組むことで、「環境」「経済」「文化」が調和した、世界に誇れる「森林の都しずおか」を目指してまいりますので、引き続き貴協会の格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶といたします。

平成 29 年 元旦

支部だより①

川上から川下までが連携した 天竜材の地産地消

浜松市 林業振興課

全国的にも珍しい建設業界、金融機関も加わったオール浜松による一歩先を行く取組を紹介して頂きました。

本市では、林業・木材産業の成長産業化に向け、川上から川下までの連携強化による天竜材の需要及び流通拡大のための事業に取り組んでいます。

昨今、我が国の森林・林業業界は、“森林整備から木材利用の時代へ”とシフトチェンジしています。それは、人工林が本格的な利用期を迎えていることに加えて、森林整備の過程で生産された間伐材等の利用を拡大することが森林整備を進めることにつながるからです。

そこで、本市では地元金融機関と共に発起団体として、天竜材の地産地消による地域産業の活性化や地方創生、さらには、都市の木質化による地球温暖化防止等を目的とした官民連携組織「浜松地域 FSC・CLT 利活用推進協議会」を本年度設立しました。



▲協議会 設立総会

森林や木材に関する官民連携組織は、当該業界をリーダーとして設立することが一般的ですが、本協議会は、木材を利用する側の建設業界をリーダーとしたところに大きな特徴があります。それは、木造物件の発注主となる消費者に最も近い立場の

業界が組織をリードすることにより、さらなる天竜材の利用拡大につながるからです。

現在、本協議会には、木材の供給サイド（林業事業者・木材関連事業者）と利用サイド（建設・設計事業者）、行政や個人・企業を支援する金融機関など117社・団体が参画しています。まさに、木材流通に関わる川上から川下までが一堂に会する全国的にも珍しい官民連携組織です。

本協議会は、「FSC 部会」、「CLT 部会」、「連携部会」の3つの部会により、天竜材の地産地消等に向け、専門的かつ実践的な検討・研究を行っています。

本市としては、いずれの事業にお

いても、単なる勉強会だけではなく、会員企業・団体における新たなビジネスの創出やビジネスの拡大につなげていくことを強く意識して今後も事業を推進していきます。



▲協議会によるCLT加工工場視察



▲CLT・FSC物件 見学会

◆浜松地域 FSC・CLT 利活用推進協議会◆

天竜流域で生産された木材の地産地消による地域産業の活性化や地方創生、さらには、都市の木質化による地球温暖化防止等に寄与することを目的に設立。本協議会を通じて、FSC 認証材を中心とした地元の木材（天竜材）の利活用を「民」・「官」連携により積極的に推進していきます。

設 立：平成 28 年 6 月 1 日

会員数：117 社・団体 ※平成 28 年 11 月末時点

(建築41 設計13 製材16 流通19 素材生産8 その他15 金融4 行政1)

会 長：浜松商工会議所建設木材関連部会長

中村信吾（中村建設株式会社代表取締役会長）

- ・ FSC 部会：FSC 認証制度の理解及び普及、FSC-COC 認証の取得、FSC 認証材の利用等に関わる事業を行う。
- ・ CLT 部会：CLT に関わる建築・設計、加工、生産等についての知識・技術等の習得や利用等に関わる事業を行う。
- ・ 連携部会：設計、製材・加工、流通、木材生産等、川上から川下までの業界連携による事業創出等に向けた事業を行う。

支部だより②

「森林にかかわる歴史と文化を未来へ」

伊豆の国市 農業商工課

世界文化遺産「葦山反射炉」で賑わう伊豆の国市から地元の木材・竹材を使った魅力づくりを紹介して頂きました。

1 伊豆の国市の概要

本市は、伊豆半島の北部、田方平野のほぼ中央に位置し、東は箱根山系の連山、西は城山、葛城山などの森林に囲まれています。平野部は南北に狩野川が流れ、豊かな田園地帯が広がっています。

古くから人の営みがあったことが知られており、平安時代末期から鎌倉時代における北条氏の本拠地であった場所です。戦国時代以降は、後北条氏5代による統治の時代から江戸時代の江川氏の代官の時代へと、常に歴史の表舞台にありました。本市には、このような時代を代表する史跡や有形・無形の文化財がいたるところに存在しており、世界文化遺産「葦山反射炉」や国宝「願成就院運慶作諸仏」、重要文化財「江川邸」をはじめとする有形・無形の文化財を含め、本市の歴史文化は、市民にとって重要であるばかりでなく、国民にとってかけがえのないものがあります。



▲満開の桜と葦山反射炉

2 市内の歴史的建造物、神社仏閣等における伊豆の国市材の利用

市内の多くの山林は入会林野が設

定され、地区の共有財産として管理されています。また、平安末期からこの地を統治していた旧葦山代官の江川家の所有する森林の整備を行っている地区も存在しており、そういった地区に所在する神社仏閣や木造の歴史的建築物については、建替えや維持補修の際、地区で産出された木材が使用されています。地元住民が親しみを持ち、文化財としての価値の維持・増加が期待されます。



▲伊豆の国市産材：江川家所有の山から切出した木材を使用 葦山多田地区の慈光院

3 竹林対策

森林ボランティア育成・竹林整備の推進

当市は、放置された竹林により景観の悪化や鳥獣被害の増加等の問題が発生しているため、平成21年頃よりモデル（葦山金谷）地区を設定



▲森林ボランティアの育成

し、所有者とNPO団体が協定を結び、竹林整備を目的とした森林ボランティアの育成を積極的に行っています。



▲竹林整備作業の状況

竹の利活用に向けた普及啓発

今年で8回目を迎えた「葦山竹灯籠まつり」は、葦山金谷地区の竹林整備で発生した竹材を利用しており、市民有志の方々とNPO団体の協力のもと、11月19、20日に重要文化財「江川邸」で開催しました。本年度は約3,800個の竹灯籠の設置、竹を使ったオブジェの展示や野外コンサートを行い、約2,000人の来場者がありました。竹灯籠に照らし出される江川邸の美しい庭園や整備された竹林は、普段と違った幻想的な雰囲気の中で日中の江川邸にお越しただいたことがある方も、またお楽しみいただけ、竹林整備の大切さや森林ボランティア活動について、より一層理解が深まったと思います。



▲間伐竹材を利用した竹灯籠



▲庭園に設置された風景

支部だより③

富士宮市森林整備計画について

富士宮市役所 花と緑と水の課

「富士ヒノキ」の生産量が急増している富士宮市から行政上の課題や解決に向けた取組を紹介して頂きました。

富士宮市の森林

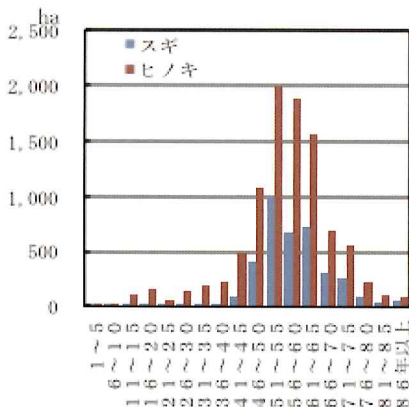
平成28年4月、富士宮市森林整備計画を策定しました。県の指導の下、「市民にもわかりやすく市の独特色を」という事で写真を多く使い、わかりやすい内容となるように心がけて作りました。

その内容の一部を紹介します。

市の総面積 38,908haのうち森林は 25,523ha で 66% を占め、内訳は民有林 18,440ha、国有林 7,082ha です。また民有林はヒノキ主体の人工林が 14,138ha を占め、人工林率は 77% となっています。

市の人工林の特徴は、林齢40年生以上の森林が90%以上を占めており、森林資源の積極的な利用を図らなければならない時期となっています。

富士宮市の人工林の林齢別面積



しかし、森林所有者の生産意欲の低下がこのまま続き、持続可能な循環型の森林整備のサイクルが途切れ、植林がほとんどなされなくなった場合、20年後には、柱材適寸の太さの森林が、ごく僅かな面積となってしまいます。

さらに、そのまま推移すると50年後には、ほぼなくなってしまいます。

この事は、富士宮市だけの問題でなく、多くの林業関係者が持っている危機感ではないでしょうか。

課題

①森林所有者の生産活動が停滞している。

②早急な林道網整備が必要。富士宮市の林内路網密度は、12.4m/haと県平均の17.3m/haよりも低く、早急な林道網の整備が必要となっている。

③林齢が高い荒廃森林や再植林の行われな山林が増加している。荒廃森林が広がることにより、木材生産機能は元より、水源涵養機能や山地災害防止機能等の低下が危惧される。

課題への対応

①林道の基盤整備 伐採等の経費のコストダウンのためには、林内路網密度を高めるための林道の整備を図る必要があります。

平成25年度から佐折地区と上稲子地区において、林道天子ヶ岳線と林道入山線を接続する幅員40m、延長約4400mの林道天子ヶ岳線を県営事業により着手しています。これにより、両地区の森林施業の利便性の向上が図れます。

②森林経営計画作成への協力や集約化の促進 林業事業者等がたてる森林経営計画への積極的な協力を行い、集約化を促進し、木材搬出経費の削減を図り一層の森林整備を進めます。

以上の事で問題が解決する訳ではありませんが、林業関係者や県と協働し林業の発展に努めたいと思っております。

その他の市の取組

①市有林の整備 人工林を中心とした26箇所、約415haの市有林で森林経営計画を作成し、地域の模範となるよう、適正な森林整備を計画的に実施しています。また、平成28年2月には、SGEC森林管理認証を取得しました。



▲整備された市有林

②良好な森林景観の形成 富士山へのアクセス道路沿いの森林については、県の補助メニューの活用と、市独自の「富士山麓緊急間伐対策事業」補助金の上乗せを行い、間伐等の森林整備を進め山麓の景観向上を図っています。



▲緊急間伐 完成

③富士ヒノキの利用促進 地域材の利用促進を図るために、富士ヒノキを一定割合利用した木造住宅に対して、市内の商店街で使用できる宮クーポンを交付する「富士ヒノキの家・宮クーポン事業」事業を行っています。

紙面の都合上、一部しか紹介できませんでしたが、興味のある方は富士宮市のホームページに森林整備計画を公開していますので、御一読ください。

最後に

未来に誇れる富士山麓の森林創出を目指して、関係機関と共に頑張ります。

支部だより④

アウトドアスポーツと森林認証

川根本町役場産業課

FSC 認証林が広がる川根本町で昨年 11 月 20 日に開催された「トレラン」について紹介して頂きました。

MAMM (南アルプスマウンテンマラソン) とは?

「トレラン」という言葉を聞いたことがある方が増えていると思います。トレランは「トレイルランニング」の略語で、トレイルとは、登山道(ハイキング道)、林道、古道など路面舗装されていない自然歩道のこと。つまり、トレランとは「登山」と「ランニング」を組み合わせたもので、近年、日本でも急激に人気が高まっています。川根本町でも、南アルプスマウンテンマラソンが初めて開催されました。

川根本町は、急峻な山が多く、フルコース45km、ハーフコース22.5km 高低差のあるコースは参加者に大変好評でした。過疎化の進む本町にとっても、人口の1割以上、900名近い参加者が集まるイベントは、大変魅力的で今ある自然をそのまま利用することで、新たな投資の必要がなく、事前来町者や前夜祭など地域内消費の拡大につながっています。



▲林道文沢線を大勢のランナーが駆け上る

地域活性化を目指して

今回のコースには、Fnet-大井川の認証林(FSC)も含まれています。FSCは、「環境」「社会」「経済」を要素に、適正な管理を第三者

が認証する世界基準の森林認証制度です。環境に配慮して適正に管理された認証林は、癒しの空間として存在感を示します。

森林認証のしくみは、森林管理を認証する「FM (Forest Management: 森林管理) 認証」と、認証された森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「COC (Chain of Custody: 加工流通過程の管理) 認証」があります。認証された製品には、ロゴマークがつけられます。環境意識の高まりとともに、この森林認証製品を選ぶ企業や生活者が増えています。またFSC森林認証製品を選ぶことによって、違法伐採や環境破壊に加担することなく、持続的な森林経営や林業を間接的に支援することが出来ます。

FSC森林認証制度は、以下の3つの事項を柱にし、認証を受けた製品の利用は、企業のCSR(企業の社会的責任)を全うする手段の一つといえます。

1. 環境への適切な配慮(貴重な動植物を保護する、生態系保護区を設ける、土砂流出の防止や河川の保全に努める、化学薬品の使用を必要最小限に抑えるなど)
2. 社会的な便益の発揮(法律・規則を守る、地域社会と良好な関係を築く、働きやすい場所を提供するなど)
3. 経済的な継続性の確保(長期の収穫・収入計画を立てる、廃材を極力押さえ木材を最大限に活用する、水資源・漁場を維持す

るなど)

Fnet-大井川は、静岡県内で初の「FSC森林認証」を取得、「森林管理のためのFSCの10の原則と56の基準」に基づき、適切に森林管理に努めています。「トレイルランニング」の開催に山林所有者にも不安があったと思いますが、主催者側も自然保護を最優先課題とし、環境を破壊しない様に配慮した運営で、ゴミなどの問題も無く、開催前より山に入りやすくなった感じがします。



▲適正に管理された認証林の作業路をコースに活用

森林認証林の活用

アウトドアスポーツと地域資源の活用による地域振興は、全国の過疎地で注目されています。川根本町の林業関係者にとってもサービス業やボランティアと連携しての新たな取り組みで、林業関係者が、長年掛けて守り育てた森林を活用して地域一体となったイベントの開催が、新たな交流人口の拡大と地域の活性化に大きな役割を果たします。森林の大切さを、改めて理解してもらえるイベントとなるよう第2回のMAMM(南アルプスマウンテンマラソン)の開催が楽しみです。



▲稜線の経路を駆けるランナー

県庁だより①

1 ha以下の小規模な林地の開発について

経済産業部 森林・林業局 森林保全課

昨年5月の森林法改正に伴う平成29年4月からの罰則強化に関連した対応について紹介して頂きました。

小規模林地開発行為の実態調査

地域森林計画の対象となっている民有林において、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為で、1 haを超える場合は、国又は地方公共団体が行う場合等を除き、知事又は権限移譲市長（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市）の許可が必要です。

ただし、静岡県では、1 ha以下の小規模な林地の開発行為についても、法令順守と林地の適正な利用を図るため、事業者からの「伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8第1項）」に基づき、開発行為が届出内容のとおり実施されているか、区域の拡大・変更がないかなど実態を把握することとしています。

小規模な林地開発行為が拡大した事例

昨年5月、奈良県において、無許可で大量の土砂を掘削したとして、土砂採取会社の社長が森林法違反の疑いで逮捕されました。

当該地は、地域森林計画の対象民有林であるものの、開発行為を行う面積が1 ha以下であったため、当初は、奈良県の砂防指定地内行為許可のみで事業が行われていましたが、許可期限を過ぎても作業を継続し、その後の奈良県の調査により、1 haを越えて土砂を掘削していたことが発覚したものです。

現場の山林は、隣接する茶畑との境界ぎりぎりまで深く掘り下げられ、切り立った崖地となってお

り、土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となっているとのことです。

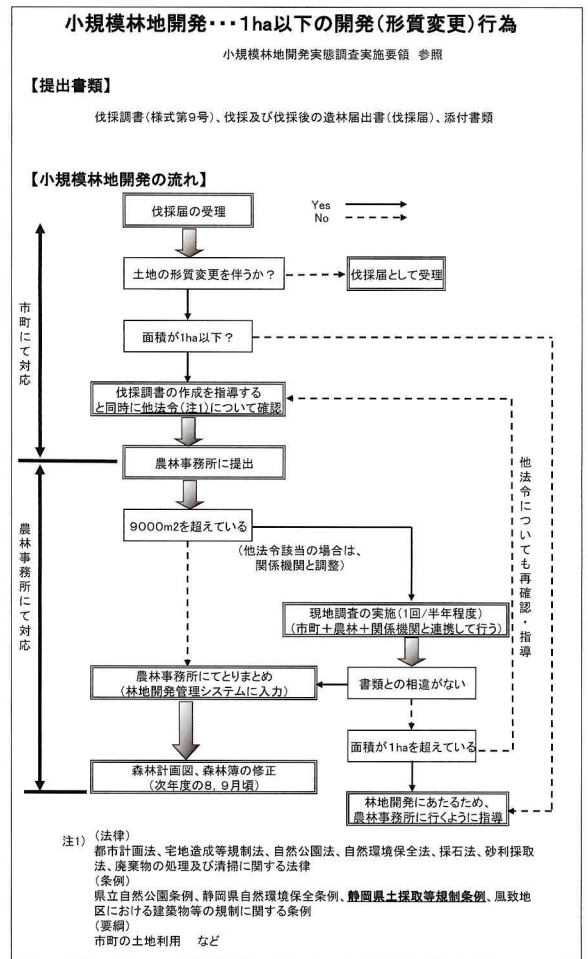
森林法の一部改正による罰則強化

本誌368号で、平成29年4月から、林地台帳の整備、鳥獣害防止森林区域と造林状況の報告に関する森林法の一部改正が施行される旨、森林計画課よりお知らせしたところですが、違法な林地開発を行った者（無許可で1 haを越えて林地開発行為をした者、保安林等において違法に土地の形質変更をした者、許可条件や中止又は復旧命令に違反した者など）に対する罰則の強化についても、今回の改正に盛り込まれています。

これは、近年の無許可開発や許可条件違反の増加に対し、従来の罰金額の上限引き上げや、3年以下の懲役刑の設定によって、抑止力と指導監督の実効性を高めることを目的としているものであり、国からは、躊躇なく監督処分を課して厳正に対応するよう要請されています。

小規模林地開発行為における対応

個々の開発行為が1 ha以下であっても、事業者や開発内容等から一体の開発行為と判断され、その総面積が1 haを超える場合には、林地開発許可の対象となる場合があります。



ます。ただし、こうした小規模林地開発行為の実態を把握するためには、事業者から「伐採及び伐採後の造林の届出書」が提出された際に、伐採跡地の利用計画を把握し、早期に対応していく必要があります。

「伐採及び伐採後の造林の届出書」に関しては、平成11年から市町長に提出することとなり、市町の担当の皆様には、小規模林地開発行為の実態把握に資するため、伐採調査書の作成等に御協力いただいているところです。こうした取組を推進するためには、市町、農林事務所だけでなく、奈良県の事例にみられるように、森林法以外の法令等を所管する関係機関との連携、情報共有を図る必要があることから、関係する皆様には、制度の趣旨を御理解いただくとともに、引き続き、小規模林地開発行為の実態把握に御協力いただきますようお願いいたします。

本 部 情 報

県林研役員と県幹部との意見交換会

県林業研究グループ連絡協議会（県林研）と県経済産業部森林局幹部職員との意見交換会が昨年11月30日に県福祉会館で開催されたので概要をお知らせします。

意見交換会の目的

林業研究会は、個人で林業を営む自伐林家が中心となり林業技術や経営改善、地域づくりなどの活動を行うグループです。今回は会員が日頃疑問に思っていることを意見交換する形で開催され、参加者は県林研の熊平会長他役員や会員等17名、長谷川森林計画課長、清水林業振興課長、宮崎森林整備課技監、農林事務所担当者8名でした。

冒頭、長谷川課長から施策の概要説明があり、そのあとの主な質疑応答は以下のとおりでした。

50万m³生産について

林研：増産に向けて生産性の向上をどうする？

県：生産量の多い事業体は生産性が高い傾向にあり、個々の事業体が増産すれば生産性は自ずと高まると考える。

林研：事業体と自伐林家では考えが違う、細やかな手入れをする自伐林家ではこれ以上は難しい。補助制度に合わせた山づくりではなく、山づくりの目標達成のための補助金活用でありたい。

県：そのとおりである。しかし、高級材と一般材それぞれの需要に対応が必要。行政は材価のコントロールはできない、並材需要は国産材が高くなれば外材に流れ、もっと高騰すれば鉄製品などに流れる、常に競争の中にあることは認識してほしい。

補助制度について

林研：自伐林家には補助金制度がよ

く伝わっていない。

県：県はつつい事業体に説明して個別林家への対応が手薄になっている。まずは農林事務所に疑問点を相談してほしい。

林研：以前あった枝打ち補助は無くなった？

県：一時期県予算が不足した時に枝打ちへの配分をカットしたが、今でも枝打ち補助はある。

林研：自伐林家にとって新品の機械は高すぎる、中古は補助金対象外？

県：その中古機械が法定の償却年数に満たない場合は補助対象となる可能性がある。

林研：増産を推進するために皆伐への補助はないか？

県：小面積の更新伐で通常の造林補助に伐倒・搬出補助が上乘せされる制度があるので、そちらを活用してほしい。

森林経営等について

林研：このまま間伐を進めると高齢級大径木ばかりになるがどう対応するのか？

県：成長が早く強度も高いエリートツリーが開発されたので皆伐・再造林のサイクルが可能となる見込み。ただし、あまり皆伐・再造林が増えると利用間伐に回す予算が減る可能性がある。

林研：NPOは認定事業体になれるか？

県：認定条件をクリアすれば認定事業体になれる、県も支援できる。

林研：ノダへの出材が優先されすぎではないか？

県：ノダはB材の安定需要先としての位置付け。利用間伐のメイン事業であるTPP事業はノダや県西部で水平連携を行う既存の製材所への供給が目的。TPP事業は恒久的な事業ではない、林家はこの補助制度があるうちに将来も残り何度でも使えるような作業路網づくりを進めて欲しい。

県：ノダへの供給を話題にすることが多いが、既存の製材所へ供給が基本であり、増産できたB材をノダに回す考え。また材価下落時でも

協定単価でノダが買い支えている効果がある。事業体もノダの安定需要により長期の作業計画や計画的な機械購入・雇用が可能になってきた。

林研：トラックの大型化に林道の規格が対応していない。管理者である市町の対応をお願いしたい。

後継者育成について

林研：新たな林業作業員を研修指導する人は、自伐林家の後継者（息子など）が適任であり、実際に養成研修の講師になっていることが多い。しかし、そのような自伐林家の後継者は認定事業体の従業員では無いということで緑の雇用制度の支援が受けられない。それに対する支援施策は考えられないか？林研グループに対してでもよいから支援ができないか？

県：親子でも雇用契約を結べば補助金が出る。林研メンバーでグループを作れば林業機械の補助を受けられる。

林研：材価が下がり後継者が減った。自伐林家は地元に着している。日々の生活と林業・農業の営みが一緒のスタイル、この生活スタイルが継続できるような制度が欲しい。

県：林研がこうして欲しいという方向に動いてくれると県が支援しやすくなる。これからも林研と県が一緒に考えていきましょう。

林研：このような意見交換会を今後も続けたい。

森林・林業関係のイベント等の予定紹介

平成29年1月30日(月)14時～16時

「木造建築物の可能性」

講師：東京都市大学教授 大橋好光氏

場所：沼津市大手町

「プラザヴェルデ3階」

定員：先着100名 参加費無料

問合せ先：

富士流域林業活性化センター

電話：0545-35-3577

fax 0545-36-0838

E-mail: k-yamano@s-kenmori.net

公益社団法人

静岡県山林協会

「森と人」

編集・発行

静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9F

TEL:054-255-4488 / FAX:054-255-4489